

令和7年度 高齢者運転免許証自主返納支援事業 よくあるご質問

	質問	回答
1	令和2年3月31日以前に自主返納(失効)しましたが、対象になりますか？	対象になりません。 令和2年4月1日以降に自主的に運転免許証を返納(運転免許更新のタイミングで更新せず令和2年4月1日以降に失効した場合を含む)された場合が対象です。
2	75歳未満ですが、自主的に運転免許証を自主返納した場合、対象になりますか？	対象になりません。 ※統計上、75歳以上のドライバーは75歳未満と比較すると、人口10万人当たりの死亡事故件数が2倍以上にのぼります。限られた財源の中でより効果的に交通事故を防止するため、75歳以上を対象としています。
3	事業の目的は何ですか？	①運転に不安を感じられる方が自主返納を決断するための支援 ②高齢ドライバーによる交通事故の防止 ③公共交通への円滑な利用転換の支援 ④公共交通の利用促進
4	今回支援券を受け取りましたが、来年度も支援券をもらえますか？	支援券の進呈はお一人1回限りとなります。
5	具体的にどのような支援が受けられるのでしょうか？	支援券に印字されているバス・タクシー(福祉・介護タクシーを含む)・楠ヶ丘地域乗合タクシーで利用できる支援券を、申請により対象者1人につき6,000円相当交付します。 ※申請時に次の3種類からご希望のものを6,000円相当分選択していただきます。 ①バス乗車券3,000円相当(250円相当×12枚) ②タクシー・くすまる乗車券3,000円相当(300円券×10枚) ③楠坊回数券(3000円相当) ※地域限定
6	支援券は申請時にすぐ受け取れますか？	即日で交付はしていません。申請から3週間程度で申請者様のご自宅へ郵送させていただきます。
7	申請時に必要なものは何ですか？	以下のA、Bにより、必要なものが異なります。 A【警察等で申請により運転免許証を自主返納した場合】 ①返納前の免許証の写し又は運転経歴証明書(警察で申請により発行されます。発行手数料1,150円が必要。) ②申請による運転免許の取消通知書 B【運転免許証の更新のタイミングで更新せず失効した場合】 ①運転経歴証明書(警察で申請により発行されます。発行手数料1,150円が必要。) ②次のいずれか1つ。 ・更新のはがき(運転免許証更新連絡書) ・認知機能検査通知書 ・認知機能検査結果通知書 ・免許を更新しないことを選択し失効した運転免許証のコピー

令和7年度 高齢者運転免許証自主返納支援事業 よくあるご質問

	質問	回答
8	郵送で申請しようと思うのですが、申請書はどこでもらえますか？	市ホームページ「高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請方法(窓口・郵送)について」のページから「河内長野市高齢者運転免許証自主返納報告書兼支援申請書」をダウンロードして必要な書類を同封し郵送してください。 〒586-8501 河内長野市役所 都市企画課 都市企画グループ宛
9	申請書用紙(様式第1号)に記載されている添付書類の中で、「運転免許の自主返納日が確認できる書類」とは何のことですか？	以下のA、Bにより、「運転免許の自主返納日が確認できる書類」として添付していただく書類が異なります。 A【警察等で申請により運転免許証を自主返納した場合】 → 申請による運転免許の取消通知書又は返納前の運転免許証のコピー B【運転免許証の更新のタイミングで更新せず失効した場合】 → 次のいずれか1つ。 ・更新のはがき(運転免許証更新連絡書) ・認知機能検査通知書 ・認知機能検査結果通知書 ・免許を更新しないことを選択し失効した運転免許証のコピー
10	申請に運転経歴証明書が必要なのはなぜですか？	次のような理由から必要としています。 ●全ての運転免許証を返納したことを確認するため。 ●免許更新時の失効において、自分の意思で運転から離脱することを選択したとみなすことができるため。 ●公的な身分証明書として生涯使えるほか、大阪府交通対策協議会が推進するサポート企業・店舗で提示すると様々な特典 [*] が受けることができ、運転経歴証明書の普及に役立つため。 ※大阪府高齢者運転免許証自主返納サポート制度
11	申請による取消通知を紛失しました。どうすればよいですか？	自主返納日を証明する書類が必要になりますので、自動車安全運転センター大阪府事務所にて運転免許経歴証明書(有料)の取得をお願いします。
12	支援券の申請は、代理でもできますか？	委任状および代理人の身分証明書をお持ちいただければ代理申請も可能です。 ただし、支援券の郵送先は自主返納されたご本人様の住所になります。 ※委任状の様式が必要な場合は市ホームページ「高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請方法(窓口・郵送)について」からダウンロードしてください。
13	保有する運転免許証を一部返納しましたが、対象になりますか？	対象になりません。 すべての運転免許証を自主返納された場合(更新のタイミングで失効された場合を含む)が対象となります。 このため、例えば、普通車の運転免許を一部返納しても、原付の運転免許が残っている場合は対象外です。